

「度会ウィンドファーム」事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

（総合的事項）

- 1 風力発電事業は、安全で安心な再生可能エネルギーとして注目されており、このようなエネルギーの創出を促進し、温室効果ガスの排出抑制に貢献することが、期待されている。しかし、事業実施区域及びその周辺の環境に与える影響も大きいことから、適切な予測評価を行い、十分な環境保全措置を実施すること。
- 2 評価書には、対象事業の目的、内容及び環境影響評価の結果を分りやすく記載するとともに、事業計画の詳細、事後調査の結果等が明らかになった時点で、事業者自らが積極的に情報を公開し、地域住民の理解を得ながら、事業を進めること。
- 3 三重県環境影響評価技術指針に示された準備書の作成に当たり留意する事項が、一部記載されていないことから、評価書にはこれら留意する事項を記載すること。

（個別的事項）

- 1 騒音・振動・低周波音
 - （1）工事用車両の走行が朝夕に多く、道路交通騒音の予測値が高い値を示していることから、工事計画を見直し、工事用車両の走行時間帯の変更を検討すること。
 - （2）騒音及び低周波音については、風力発電施設が設置される山稜部の特性を反映出来る明確な予測手法が、現時点では確立されていないことから、予測には不確実性を伴うため、事後調査により影響の把握に努めるとともに、最新の知見が得られた場合には、それを用いて再度予測評価を実施し、適切な環境保全措置を実施すること。
 - （3）騒音及び低周波音の事後調査の地点として2地点を予定しているが、予測には不確実性を伴うため、他地点でも環境に与える影響を生じる可能性があり、事後調査地点の追加を検討すること。
 - （4）低周波音の予測結果において、現況からの数値の増加があることから、可能な限りその増分を低減させるための環境保全措置を検討すること。
- 2 水質
 - （1）事業実施区域の一部が度会町の水道水源保護区域に該当することから、水質の汚濁に関して十分な配慮が必要であり、沈降試験及び粒度組成試験からの定性的な予測だけでなく、集水面積、裸地面積等を把握して、河川への影響を定量的に予測し、適切な環境保全措置を実施すること。
 - （2）濁水等の環境に与える影響の予測には、不確実性を伴うため、事後調査を実施し、河川への影響を監視する体制を整えること。

3 地形及び地質

- (1) 事業実施区域の地形及び地質、土地の安定性については、最新の資料を用いて、正確に把握したうえで、土木工事及び風力発電施設の設置を実施すること。

4 植物、動物、生態系

- (1) 土地の造成に伴い発生する林縁部からの日照量の増加や風の吹込みにより、林内の植生に影響が及ぶ可能性があるため、幹の太い樹木を残す等の環境保全措置を検討し、事後調査によりその影響を確認すること。
- (2) 緑化については、外来種による地域固有の植物の駆逐や遺伝子の攪乱が生じないように、可能な限り、事業実施区域内又はその周辺の自生種を使用すること。また、緑化後の植物に対しては、シカの食害による影響が懸念されるため、食害防止対策を実施すること。
- (3) 調査時期から時間が経過し、準備書に記載されていない動植物の重要種の確認の情報があることから、事業の実施により影響を受ける重要種を再度確認し、適切な環境保全措置を実施すること。
- (4) 本事業の工事中及び供用時のクマタカに対する影響、並びに電線路の計画変更等、事業計画の変更によってクマタカに対する影響が軽減されることについて、他事例及び文献等を用いて、可能な限り定量的に予測すること。
- (5) クマタカの事後調査は、事業の実施前から継続して実施し、実施前と工事中の調査結果を比較検討したうえで、その検討結果に応じて、残りの工事の実施について回避・低減も含めた環境保全措置を可能な限り実施すること。
- (6) 渡り鳥の渡りのコースは事業実施区域の北側に位置しているが、気象条件によっても渡りのルートが変化することから、供用後に事後調査を実施し、バードストライクが頻繁に見られる場合には、渡りの時期の風力発電施設の運転を停止することを検討すること。
- (7) 重要な動物への影響の予測結果について、風力発電施設付近だけでなく、林道の拡幅工事による影響も考えられるため、予測の対象とする地域を適切に定め、その地域におけるヤイロチョウ等重要な動物について、影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (8) 希少種単体に着目するだけでなく、生息環境や食物連鎖等の生態系の中の位置付けを考慮し、動植物の予測評価及び環境保全措置を実施すること。

5 景観

- (1) 事業実施区域となる獅子ヶ岳の周辺住民等に対して、景観及びその他の環境の変化についてわかりやすく説明したうえで、意見を聴取し、その意見を可能な限り事業計画に反映すること。
- (2) 事業計画の変更前後のフォトモンタージュを追加で作成し、予測結果の中で、眺望景観の変化について景観に与える影響が軽減された理由を分りやすく説明すること。

6 その他

- (1) 風力発電施設の耐用年数、耐用年数の経過後の撤去及び原状回復等の計画についても可能な限り、明らかにすること。